

# 令和4年度 碧南市青少年問題協議会

日 時 6月29日(水) 14:00～

会 場 碧南市文化会館5F 研修室2

## 1 市民憲章唱和

## 2 辞令交付及び自己紹介

## 3 議 事

### (1) 会長の選任およびあいさつ

### (2) 副会長の指名

### (3) 青少年問題協議会の役割と活動

- ア 地方青少年問題協議会法について <資料1>
- イ 碧南市青少年問題協議会条例について <資料2>
- ウ 青少年育成関係機関組織表について <資料3>
- エ 令和2年度青少年育成事業基本方針について <資料4>

### (4) これまでの話し合いを受けた取り組みについて

- ア 中央地区「こども110番の家」の取り組み <資料5>
  - 「こども110番の家」スランプラリーの実施
  - 「こども110番の家」講習会の実施
- イ 子どものスマホ、SNS利用にかかる取り組み <資料6>
  - 棚尾地区「DVDぼくたちわたしたちSNSをやってるよ」の作成
  - 青少年団体「子どものスマホ安全利用に向けての勉強会」の開催
  - PTA「スマートフォン、ゲーム機等の安全な使用」の依頼文書

### (5) 小・中学校の問題行動・いじめ等の現状について(学校教育課) <資料7>

### (6) 碧南警察署管内の犯罪・触法少年補導状況について <資料8>

碧南警察署生活安全課長 杉浦 賢二 様

4 情報提供

(1) 地域学校協働活動の推進について

<資料9>

5 連絡事項

(1) その他

## 地方青少年問題協議会法

(昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号)

最終改正：平成二十五年六月十四日法律第四十四号

(設置)

第一条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会(特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。)(以下「地方青少年問題協議会」と総称する。)を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

## 附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

## ○碧南市青少年問題協議会条例

[平成元年12月26日]  
[条例第47号]

改正 平成12年12月25日 条例第43号

平成26年 3月25日 条例第6号

碧南市青少年問題協議会条例（昭和37年碧南市条例第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）第1条及び第6条の規定に基づき、青少年問題協議会の設置等について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 碧南市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（委員）

第3条 協議会の委員は、22人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 各種団体を代表する者

(2) 学識経験のある者

(3) 市民の代表

(4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は委員の互選によって定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成2年1月1日から施行する。

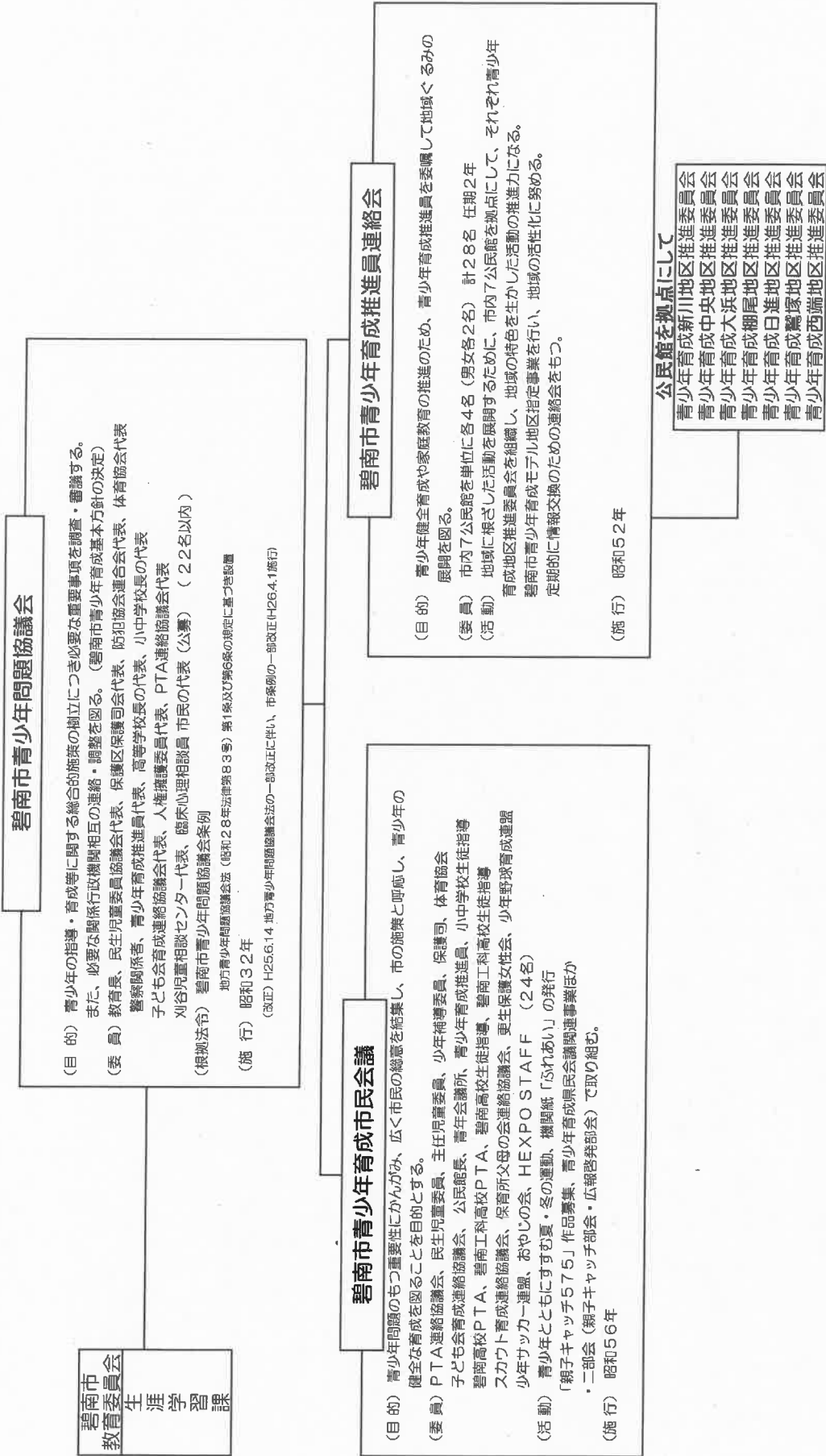
附 則 (平成12年12月25日条例第43号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成26年 3月25日条例第 6号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

# 碧南市青少年健全育成関係機関組織表



## 令和4年度 碧南市青少年育成事業

### 基本方針

明日の碧南を担う青少年が、豊かな社会性と優れた創造性を培い、心身ともに健やかに成長していくことは、市民全ての願いです。

しかし、青少年を取り巻く社会環境は、児童虐待やいじめなど子どもたちの安全を脅かす事件、ニート、ひきこもりに象徴される若者の社会的自立の遅れなど、複雑かつ多様な問題を抱えています。

最近では、スマートフォンの急激な普及により、気軽にインターネットを利用し便利な生活を楽しむことができる反面、子どもたちが有害なサイトにアクセスし、犯罪に巻き込まれる危険性も高くなっています。

また、コロナ禍の中、集団での行動や不要不急の外出を制限され抑うつ状態に陥ったりネット依存が顕著に現れたりする子どもたちも見られています。

こうした青少年をめぐる様々な問題に対して、保護者や大人は子どもたちと真正面から向き合い、子どもたちが発するサインを見逃さないようにしなければなりません。そして、子どもたちが家庭での愛情溢れるふれあいを基に、人や地域、自然と関わる様々な体験活動を通して、命の大切さ、他人への思いやりを感じ、個性を発揮し主体的、創造的に生きていく資質や能力を身に付け、郷土碧南の自然や文化、歴史を尊重する社会人として成長するように、保護者をはじめ地域全体で、子どもたちを支える必要があります。

したがって、これらの課題を解決するためには、家庭、学校、地域、行政、関係団体が一体となって共通の目標を持ち、それぞれの役割や責任を果たし、相互に協力して、青少年の健全育成に取り組んでいく必要があります。

そのために、次の目標を掲げ、碧南市青少年健全育成を推進していきます。

#### <総合目標>

未来を担う心豊かでたくましい青少年の育成

#### <施策目標>

- 1 豊かな心・健やかな体・確かな学力を育む教育の推進
- 2 社会の一員として地域活動への参加の推進
- 3 市民総ぐるみによる青少年健全育成活動の推進

## 中央地区における「こども 110 番の家」の取り組みについて

### 1 これまでの取り組み

令和元年度の会議の中で、地域ぐるみで児童生徒を守ることの大切さが再認識され、新たな手立てを講じるより、今ある「こども 110 番の家」の見直しと活用が大切であると提言された。

#### (1) 「こども 110 番の家」の周知のために

##### ○「こども 110 番の家」スタンプラリー

主 催：青少年育成推進委員会、おやじの会、子ども会、PTA

日 時：令和3年12月5日（日）

参加者：中央地区在住親子（45名）

内 容：110番の家の中から4つのチェックポイントを指定して、マップを活用して巡回する。

#### (2) 「こども 110 番の家」の機能を高めるために

##### ○「こども 110 番の家」講習会

主 催：青少年育成推進委員会

日 時：令和4年6月23日（木）15：00

参加者：中央地区こども 110 番の協力者

目 的：「いざ子どもが駆け込んだ時にどう対処するか」を学ぶ機会とする。

内 容：碧南警察署生活安全課長 講話  
のぞみ隊による寸劇



碧南市青少年育成市民会議だより 第76号

## ふれあい

市青少年育成市民会議 ☎42-3511

碧南市青少年育成モデル地区 青少年育成棚尾地区推進委員会

## 街ぐるみで育む若い力

令和3年度の碧南市青少年育成モデル地区は棚尾地区です。

棚尾地区には、毎月3日に例祭のある毘沙門天妙福寺、国産初の四幅式毛織機を開発した鉄工所、純米酒「達吉の里」を始めとする酒造業などがあり、美術工芸家の藤井達吉の出身地でもあります。

「街ぐるみで育む若い力」をテーマに、町内会長、小中学校長、民生委員、主任児童委員、保護司、おやじの会代表、子ども会、PTA役員など33人で組織し、青少年育成推進員4人を中心に、世代を越えたコミュニケーションで地域の輪を広げ、若い力を育て、なごやかな棚尾の町になるよう活動しています。

## DVD『ぼくたち わたしたち SNSやってるよ』を作成しました

SNSに起因する犯罪被害が発生しています。子どもたちが、SNSの利用により犯罪被害に巻き込まれないようにするには、保護者として何ができるのかを考えていただくきっかけになればと思い、啓発資料（DVD）を作成しました。

内容は、

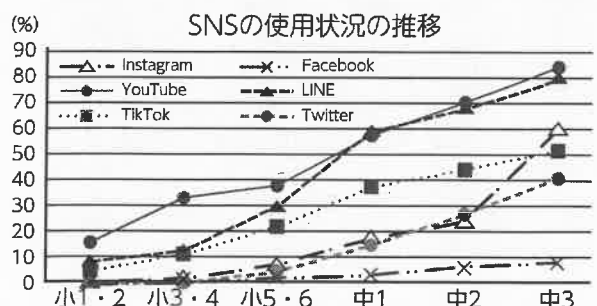
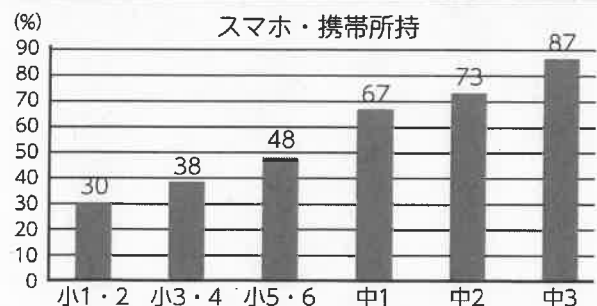
## ① SNSに対する意識調査の結果

地区の小学校、中学校に通う児童・生徒、その保護者の皆さまのご協力を得て、アンケートを実施しました。

## ② SNSに関係する犯罪の状況等について

碧南警察署の方に、SNSを利用した子どもの犯罪被害の状況、犯罪被害に遭わないためにはどうしたらよいのかについてお話しいただきました。

作成しましたDVDは、児童・生徒、その保護者の皆さまのために役立てていただきたく、地区の小学校、中学校に寄贈させていただきました。



## 今後の予定

11月21日(日) 秋の早朝ウォーキング&クリンピー

12月25日(土) 年末愛のパトロール

2月10日(日) 青少年育成棚尾地区推進委員会

## 令和3年度 子どものスマホ安全利用に向けての勉強会

### 1 事業の趣旨

ここ数年、スマートフォンが青少年の間にも急速に普及し、青少年にとって有害な情報が氾濫し、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）に起因する子どもの犯罪被害が拡大するなど、インターネットの利用に関する問題は、深刻さを増している。こうした中で、子どもたちを見守る保護者や青少年健全育成に向けて活動している人たちが、子どもたちを取り巻く危険性に気づき、今後の活動への指針を学習することは大変有意義と考えた。また、これを契機に、今後のPTA活動や地域活動に生かしていこうと考えた。

### 2 主 催

- ・碧南市小中学校PTA連絡協議会
- ・碧南市青少年育成推進員連絡会
- ・碧南市青少年育成市民会議
- ・碧南市おやじの会

### 3 テーマ

「スマホの利用に潜む危険性と子どもたちを守る手立て」

### 4 日 時

令和4年1月22日（土）13：30～15：00（受付 13：00～）

### 5 会 場

碧南市文化会館5F 研修室2

### 6 参加者

- ・碧南市小中学校PTA連絡協議会役員等（28名）
- ・碧南市青少年育成推進員（16名）
- ・碧南市おやじの会（約10名）

### 7 日 程

- ・13:00～13:30 受 付
- ・13:30～13:40 開 会（セレモニー）
  - ・主催者挨拶
  - ・講師紹介
- ・13:40～14:40 講 演  
演題 「スマホの利用に潜む危険性と  
子どもたちを守る手立て」（仮）  
講師 (株)Luminoso  
代表 逢楽 安希子（あがら あきこ）様
- ・14:40～14:55 質 疑
- ・14:55～15:00 閉 会

**【保護者案内ひな型、小学校版】**

令和4年〇月〇〇日

保護者各位

碧南市市立〇〇小学校

PTA会 長 ○ ○ ○ ○

PTA生活委員長 ○ ○ ○ ○

校 長 ○ ○ ○ ○

**携帯電話やスマートフォン、ゲーム機等の安全な使用のお願い**

新春の候、保護者の皆様方におかれましては、ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃は本校の教育活動にご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、ここ数年、スマートフォンが子どもたちの間にも急速に普及し、子どもたちにとって有害な情報が氾濫してきました。それに伴い、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）に起因する子どもの犯罪被害が拡大するなど、インターネットの利用に関する問題は、深刻さを増してきています。

携帯電話やスマートフォンは本来便利なものですが、使い方を誤ると様々な問題が発生します。

別添（裏面文書）の通り、碧南市立小中学校幼稚園PTA連絡協議会並びに碧南市青少年育成推進員連絡会、碧南市おやじの会連絡会より、「携帯電話の安全な使用」について依頼がありました。本校としても、碧南市内の全小中学校が取り組むこの運動に賛同し、下記のことを意識して取り組んでいきたいと思っております。

全家庭が協力して組織的に運動を展開することによって、より成果を上げたいと思っております。子どもたちの健全育成のため、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

**私たち保護者が子どもたちのためにできること**

★必要のない携帯電話やスマートフォン等を持たせません。

○子どもに持たせるときは、

- ▼保護者の責任で持たせます。
- ▼管理は保護者が行い、子どもの利用状況を把握します。
- ▼使い方のルールを作り、守らせます。
- ▼子どもの成長に合わせたフィルタリングを行います。
- ▼学校には持っていかせません。
- ▼人の心を傷つけるメールや書き込み、動画等の投稿はさせません。
- ▼自転車に乗りながら、歩きながらの「ながら」利用をさせません。
- ▼夜9時以降の使用をさせません。